

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第428号)

平成17年11月11日

横情審答申第428号

平成17年11月11日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年6月16日道路第465号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「C-13（京塚歩道橋）について道路法第18条第2項（供用開始）で言う告示及び告示の作成に係る文書」及び「路線の認定・区域決定・供用開始の告示 ①C-13橋（京塚歩道橋）（供用開始は除く）②A-3橋（行逢橋）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「C-13（京塚歩道橋）について道路法第18条第2項（供用開始）で言う告示及び告示の作成に係る文書」及び「路線の認定・区域決定・供用開始の告示 ①C-13橋（京塚歩道橋）（供用開始は除く）②A-3橋（行逢橋）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「C-13（京塚歩道橋）について道路法第18条第2項（供用開始）で言う告示及び告示の作成に係る文書」（以下「文書1」という。）及び「路線の認定・区域決定・供用開始の告示 ①C-13橋（京塚歩道橋）（供用開始は除く）②A-3橋（行逢橋）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年3月30日及び平成17年4月4日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）の望むC-13橋（京塚歩道橋）及びA-3橋（行逢橋）は、市道新羽荏田線に架かる歩道橋及び橋梁で、橋下の市道新羽荏田線については昭和61年3月25日付で市道路線の認定告示を行い、同年7月25日及び平成元年6月15日付で区域決定及び供用開始の告示を行っている。

また、当該歩道橋及び橋梁に接続する各路線については、市道新羽荏田線の南側の街区は平成4年6月15日付で、また、北側の街区は平成6年3月15日付でそれぞれ道路法（昭和27年法律第180号）による認定、区域決定及び供用開始の告示の手續を終了させている。

(2) 当該歩道橋及び橋梁については、既に認定、区域決定及び供用開始の告示済みである市道新羽荏田線の区域内の道路施設であること、また、当該歩道橋及び橋梁を引き継いだ際に既存の道路区域の変更を伴わなかったことから、当該歩道橋及び橋梁その

ものについての認定、区域決定及び供用開始の告示は行っておらず、本件申立文書は保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) C-13橋（歩行者専用道路）、A-3橋（車道、歩行者用）はいずれも立派な道路である。2橋ともに新羽荏田線をまたぐ橋（立体交叉）であり、平面交叉をしている訳ではない。にもかかわらず、供用開始時期までも新羽荏田線と同じであるので「非開示」という理屈は理解しがたいのである。「橋は道路施設なので、下の道路の区域の中に入っている。従って供用開始の告示は新羽荏田線を出しているのだから橋だけの供用開始の告示は不要である」と3月30日に説明があったが、上の理由により納得できないのである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業であり、道路等の公共施設の整備も公団が施行している。

横浜市は、当該土地区画整理事業によって築造された道路を公団から引継ぎ、道路法による認定、区域決定及び供用開始の告示を行い、公道として管理している。

(2) 「C-13橋（京塚歩道橋）及びA-3橋（行逢橋）」について

C-13及びA-3とは、公団が宅地造成工事の中で使用していた名称であって、それぞれ京塚歩道橋及び行逢橋を指す。京塚歩道橋は歩行者専用の歩道橋であり、行逢橋は車も通行できる橋梁であって、共に港北ニュータウン事業において整備されたものである。

港北ニュータウン事業によって築造された当該歩道橋及び橋梁等の公共施設は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第105条及び第106条の規定により、横浜市が公団から管理引継ぎを受け、横浜市に帰属している。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、京塚歩道橋及び行逢橋について道路法による認定、区域決定及び供用開始の告示に関する文書である。

(4) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、京塚歩道橋及び行逢橋そのものについて道路法による認定等を行っていないため、本件申立文書は存在しないと説明している。

当審査会において認定路線図を確認したところ、京塚歩道橋及び行逢橋には路線番号が振られていないことから、路線として認定されていないことが認められる。このため、京塚歩道橋及び行逢橋そのものについて道路法による認定、区域決定及び供用開始の告示は行っておらず、本件申立文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

なお、申立人は、京塚歩道橋及び行逢橋はいずれも立派な道路であって、新羽荏田線をまたぐ橋であり、新羽荏田線と平面交差をしている訳ではないことから、京塚歩道橋及び行逢橋は新羽荏田線の区域内の道路施設であるため供用開始の告示は不要であるとの実施機関の説明は理解し難いと主張している。

しかしながら、道路の供用開始の告示は、道路法に基づく手続に従って行われるものであり、その手続内容の適否については当審査会の所掌事務の範囲を超えるものであることから、当審査会では判断することはできない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年6月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年6月23日	・部会で審議する旨決定
平成17年7月15日 (第6回第三部会) 平成17年7月22日 (第67回第二部会) 平成17年7月28日 (第65回第一部会)	・諮問の報告
平成17年8月26日 (第69回第二部会)	・審議
平成17年9月30日 (第71回第二部会)	・審議
平成17年10月14日 (第72回第二部会)	・審議